令和８年２月19日　開会

令和８年２月19日　閉会

（定例会第１回）

玄界環境組合議会会議録

玄界環境組合

目　　次

第１号（２月１９日）

告　　示 …… 1
応招議員 …… 1
議事日程 …… 2
本日の会議に付した事件 …… 2
出席議員 …… 2
欠席議員 …… 2
議会事務のため出席した者の職・氏名 …… 3
説明のため出席した者の職・氏名 …… 3
開　　会 …… 3
会議録署名議員の指名 …… 3
会期の決定 …… 3
諸報告 …… 4
議案第１号　福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について …… 4
議案第２号　玄界環境組合内部組織条例の制定について …… 6
議案第３号　令和７年度玄界環境組合会計補正予算（第２号）について …… 9
議案第４号　令和８年度玄界環境組合会計予算について …… １２
一般質問 …… １７
閉　　会 …… ２２
署　　名 …… ２３

玄界環境組合告示第１号

令和８年玄界環境組合議会第１回定例会を次のとおり招集する。

令和８年２月12日

玄界環境組合

組合長　田辺　一城

１　期　日　　令和８年２月19日（木曜日）午前９時30分

２　場　所　　玄界環境組合古賀清掃工場管理棟３階研修室

○開会日に応招した議員

岡本　陽子君	上野　崇之君
松井　和行君	横大路政之君
髙山　賢二君	米山　　信君
中野　敦史君	渡　　孝二君

○応招しなかった議員

令和８年　玄　界　環　境　組　合　議　会　第　１　回　定　例　会　会　議　録

令和８年２月19日（木曜日）

議事日程（第１号）

令和８年２月19日　午前９時30分開会

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸報告
日程第４　議案第１号　福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第５　議案第２号　玄界環境組合内部組織条例の制定について
日程第６　議案第３号　令和７年度玄界環境組合会計補正予算（第２号）について
日程第７　議案第４号　令和８年度玄界環境組合会計予算について
日程第８　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸報告
日程第４　議案第１号　福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第５　議案第２号　玄界環境組合内部組織条例の制定について
日程第６　議案第３号　令和７年度玄界環境組合会計補正予算（第２号）について
日程第７　議案第４号　令和８年度玄界環境組合会計予算について
日程第８　一般質問

出席議員（８名）

岡本　陽子君	上野　崇之君
松井　和行君	横大路政之君
髙山　賢二君	米山　　信君
中野　敦史君	渡　　孝二君

欠席議員（０名）

欠　　員（なし）

議会事務のため出席した者の職・氏名

議会事務書記　柳井　澄男君

説明のため出席した者の職・氏名

組合長	田辺　一城君	副組合長	伊豆美沙子君
副組合長	福井　崇郎君	副組合長	桐島　光昭君
事務局長	水上　　豊君	総務課長	柳井　澄男君
総務係長	持田　泰徳君		
工場再編推進室室長	西村　珠美君		
工場再編推進室参事補佐	中野　晴海君		
工場再編推進室係長	早川　恒徳君		
古賀清掃工場場長	内兼久康宏君		
宗像清掃工場場長	秦　　康典君		
古賀清掃工場管理係長	花田　善行君		
宗像清掃工場管理係長	山田　　悟君		
古賀清掃工場業務係長	城野　芳治君		
宗像清掃工場業務係長	大野　俊典君		
代表監査委員	原田　賢二君		

午前９時30分開会

〔出席議員８名〕

○議長（渡　　孝二君）　皆さん、おはようございます。ただいまから令和８年玄界環境組合議会第１回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（渡　　孝二君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定により、６番、米山信議員、７番、中野敦史議員の２名を指名いたします。

日程第２．会期の決定

○議長（渡　　孝二君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日１日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

なお、会期中の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、組合長から議会招集に当たり挨拶したい旨の申出があっておりますので、これを受けることにいたします。

組合長。

○組合長（田辺　一城君）　おはようございます。本日は、令和８年玄界環境組合議会第１回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、公務の大変お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日ご審議いただきます案件は、退職手当組合の規約の変更、条例の制定、令和８年度組合関係当初予算、令和７年度組合関係補正予算案件の計４件でございます。

議案の細部につきましては、議題とされました際にご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、組合議会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（渡　　孝二君）　ありがとうございました。

日程第３．諸報告

○議長（渡　　孝二君）　それでは次に、日程第３、諸報告をいたします。

本定例会に議案等の説明のため出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から配付のとおり、令和７年６月分から９月分までの例月現金出納検査の結果報告があっております。

質疑があれば、監査委員または執行部に説明を求めることにいたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で諸報告を終わります。

ここで議案審議に入る前に皆様にお願いがございます。

会議において発言者は挙手して議長の許可を得た後、起立し、発言していただきますようお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

日程第４．議案第１号　福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（渡　　孝二君）　日程第４、議案第１号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

組合長。

○組合長（田辺　一城君）　議案第１号について、ご説明いたします。

議案第１号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、令和８年３月３１日を限り、久留米市外三市町高等学校組合が解散されること。また、久留米広域市町村圏事務組合の名称が変更されることから、福岡県市町村職員退職手当組合規約変更のため、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、職員に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡　　孝二君）　詳細説明を事務局長。

○事務局長（水上　　豊君）　議案第１号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてご説明いたします。

この規約の変更は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する久留米市外三市町高等学校組合が運営する三井中央高等学校が今年度の卒業生をもって在校生がゼロ人となって廃校され、同組合が令和８年３月３１日をもって解散されること、同じく退職手当組合を組織する久留米広域市町村圏事務組合が共同事務である消防に関する事務、小児救急センターに関する事務のうち、小児救急センターに関する事務を久留米市に移管することに伴い、名称を変更することから、３ページ参考資料の新旧対照表をご覧ください。

別表第１では、糟屋郡の項の「糟屋郡」「糟屋郡自治会館組合」「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合」に使用する用字を改め、三井郡の項の「久留米市外三市町高等学校組合」を削り、その他の項の「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」に名称を改めるものでございます。

４ページの別表第２では、第４区の項の「久留米市外三市町高等学校組合」を削り、「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」に名称を改めるものでございます。

２ページの附則では、この規約は令和８年４月１日から施行することとされております。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡　　孝二君）　これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立７／７名〕

○議長（渡　　孝二君）　ありがとうございます。起立７人、賛成全員であります。

よって、議案第１号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第５．議案第２号　玄界環境組合内部組織条例の制定について

○議長（渡　　孝二君）　次に、日程第５、議案第２号、玄界環境組合内部組織条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

組合長。

○組合長（田辺　一城君）　議案第２号についてご説明いたします。

議案第２号、玄界環境組合内部組織条例の制定については、新ごみ処理施設の整備を確実かつ円滑に推進することを目的に、組合の内部組織の強化を図るため、表題の条例を新規制定するに当たり、組合議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、職員に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡　　孝二君）　事務局長。

○事務局長（水上　　豊君）　議案第２号、玄界環境組合内部組織条例の制定について、ご説明いたします。

議案書５ページをお願いいたします。

この新規条例は、ごみ処理施設の整備を確実かつ円滑に推進するためには、各構成市町とさらに緊密な協議調整、国、県などの手続や陳情、地権者や近隣住民などとの交渉や説明など、スピード感を持った多くの判断や行動力が必要となります。このことから、組合長の内部組織を２局制に改編し、組織強化を図るために制定するものでございます。

普通公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及び分掌する事務につきましては、地方自治法第１５８条において、条例で定めることとされており、市、町の組合である玄界環境組合につきましても、地方自治法第２９２条及び玄界環境組合規約第１４条において、地方自治法は市に関する事項を準用すると定められているため、新規に条例を制定するものでございます。

条文ごとの内容の説明でございます。

第１条は、地方自治法の規定に基づき、必要な事項を定める趣旨を規定しております。

第２条は、組合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局と工場再編推進局の２局を置くことを定めるものでございます。

第３条は、事務局と工場再編推進局の事務分掌を定めるものでございます。

工場再編推進局につきましては、ごみ処理施設の再編、整備を専門とする分掌とし、事務局につきましては、おおむね工場再編推進局の分掌以外の分掌としております。

第４条は、規則への委任規定でございます。

附則第１項では、施行期日を令和８年４月１日からとしております。

附則第２項は、関連条例の改正を行うもので、８ページの参考資料の新旧対照表をご覧ください。

玄界環境組合職員の給与に関する条例の別表、７級の項に工場再編推進局長を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡　　孝二君）　これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

横大路政之議員。

○議員（４番　横大路政之君）　第３条２項についてお尋ねをいたします。

工場再編推進局の新たな設置になるだろうと思うんですが、この推進局の職員体制の計画及び新工場竣工後はいずれ業務ってなくなるんだろうというふうに思うんですが、いつ頃、組織改編ということはお考えになっているんでしょうか、その点をお尋ねします。

○議長（渡　　孝二君）　事務局長。

○事務局長（水上　　豊君）　局の職員体制でございますが、局長１名、室長１名、係長１名、係員を２、３名で今、検討しているところでございます。

この局がいつまでかというところでございますが、令和１４年度までを現工場で、令和１５年から新工場の操業開始というところで計画に今取り組んでおるところでございますので、新工場稼働後、ある程度落ち着いた頃に組織改編をまた行うということになろうかと考えております。

○議長（渡　　孝二君）　横大路議員。

○議員（４番　横大路政之君）　そうしますと、新しく編成される職員については今現状の職員の異動及び新たに増員計画その他はあるんでしょうか。

○議長（渡　　孝二君）　事務局長。

○事務局長（水上　　豊君）　当然、人事異動というのがございますので、現在、今、室長１名、係長１名、係員３名の体制でございます。その中で各構成市から派遣されている職員が室長、係長、係員２名ございますので、構成市町と協議しながら今検討を進めているというところでございます。

○議長（渡　　孝二君）　よろしいですか。ほかに。

髙山議員。

○議員（５番　髙山　賢二君）　関連でございます。現人員と条例を制定したときの人員想定というのはきちんと数字で出されるべきではないかと思うんですが、それが見えない中で字句だけが先に先行されるということについてはいかがなものかなと。

それから先ほどの答弁で組織の改編といいますか、新ごみ処理場ができた後ということで改編されるということですが、きちんと附則の中でこの条例第何項についてはいつの時点で消滅させる、もしくは改編するという言葉を入れるべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（渡　　孝二君）　事務局長。

○事務局長（水上　　豊君）　人員数でございますが、人員数につきましては定数条例の範囲内

で構成を考えているところであり、新しくできる局についての詳細の資料をつけていなかったことについては大変申し訳なく考えておりますが、先ほど申し上げたとおりの人員で検討したいというところでございます。

それと附則において消滅する規定を設けるべきではないかというふうなところでございますが、かなり数年かかる事業でございますので、そこについては改めてまた議会に諮るというところで考えているところでございます。

○議長（渡　　孝二君）　髙山議員。

○議員（５番　髙山　賢二君）　まず今の現行の職員配置がこうなっております。この条例が通ったらこういうふうになる予定ですというのはなぜ出せないんですかね。新旧対照表と一緒で現行と改正案という形で出せないことはないと思います。

それと加えて附則の中できちんとうたっておかないと、可決すれば今の事務局長の説明というのをこの附則の中に入れておくべきであると、きちんと年数を入れるということではなくて例えば丸々完成した後、解散とするとか、字句による附則のうたい方というのもあると私は思ってますので、その辺もう一度回答をお願いします。

○議長（渡　　孝二君）　事務局長。

○事務局長（水上　　豊君）　職員の配置については長で行うものであると考えておりますので、議案に参考資料としてつけていないことについては大変申し訳ないところでございますが、先ほど申し上げたとおり、定数条例の範囲内で職員を配置する。局の人数につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

組織の改編につきましては、組織を改編するときに改めて議会に諮るというところで総括的な説明ができるものというふうに考えております。

○議長（渡　　孝二君）　髙山議員。

○議員（５番　髙山　賢二君）　最後にまとめさせていただきます。

こういうふうにしてやっていくと７級の職員が１人増えるわけですよね。人件費が増えるということは各構成市の負担金もそれに伴って増えるということですので、きちんと財政負担を伴うからきちんとそういう資料を出して議決をもらうべきだということで申し上げたところでございます。

あとは附則の件についてはそういうことの条件でということできちんと将来にわたってそういうのが残ればいいけれども、残る形で附則できちんとうたうべきというふうにご提言申し上げて質問を終わります。

○議長（渡　　孝二君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　次に、本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立６／７名〕

○議長（渡　　孝二君）　ありがとうございます。起立６人であります。賛成多数であります。

よって、議案第２号、玄界環境組合内部組織条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第６．議案第３号　令和７年度玄界環境組合会計補正予算（第２号）について

○議長（渡　　孝二君）　次に、日程第６、議案第３号、令和７年度玄界環境組合会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

○組合長（田辺　一城君）　議案第３号、令和７年度玄界環境組合会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

補正の概要でございますが、人事異動や給与改定に伴う人件費の増減、緊急を要する施設設備の補修費の計上、財政調整基金への積立て、令和８年度当初からの操業のための債務負担行為の追加などを行うもので、歳入歳出の額をそれぞれ１，１４８万８，０００円減額し、総額３５億７，７５１万２，０００円とするものでございます。

細部につきましては、職員に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡　　孝二君）　事務局長。

○事務局長（水上　　豊君）　議案第３号、令和７年度玄界環境組合会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

議案書１０ページをお願いいたします。

条文を読み上げます。

令和７年度玄界環境組合会計補正予算（第２号）。

令和７年度玄界環境組合会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，１４８万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５億７，７５１万２，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。
第２条、債務負担行為の追加は、第２表、債務負担行為補正による。
地方債の補正。
第３条、地方債の変更は、第３表、組合債補正による。
繰越明許費。
第４条、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第４表、繰越明許費による。
令和８年２月１９日提出。玄界環境組合組合長、田辺一城。
１２ページをお願いいたします。
第２表、債務負担行為の補正についてご説明いたします。
令和８年４月１日から手光最終処分場水処理設備保守点検や古賀清掃工場、宗像清掃工場を操業するため、令和８年４月１日よりも前に入札等を行う必要がある１１件の債務負担行為を追加するものでございます。
１４ページをお願いいたします。
第３表、組合債の補正についてご説明いたします。
補正前の限度額２億９，９９０万円に対し、１，５５０万円を減額し、２億８，４４０万円とするもので、両工場の起債対象事業の契約額が確定したことによるものでございます。
第４表、繰越明許費についてご説明いたします。
３款衛生費、４項工場再編推進事業費、施設計画等委託について、令和７年度内に完了できなかったものを８年度事業へ繰り越すものでございます。
次に、歳出の補正からご説明いたします。
歳出におきます増額、減額のうち、人件費の増減につきましては、人事異動や給与改定に伴うもの、事業費の減額につきましては、実績の見込み減や契約による額の確定に伴うものですので、個別の説明は省略いたします。
２２ページ、２３ページをお願いいたします。
２款１項１目一般管理費、補正前の額に７，５２１万５，０００円を増額しております。
１１事業、一般管理費において、２２節積立金において不用額、預金利子の財政調整基金への積立金７，９３２万８，０００円を積み増しするものでございます。
３款２項１目じん芥処理総務費、補正前の額から２３１万７，０００円を増額しております。
２４、２５ページをお願いいたします。
１１事業、清掃工場管理運営費（古賀清掃工場）、１０節需用費、７細節修繕料において、老朽化した施設の修繕のために、２７９万１，０００円を増額しております。
２目可燃物処理費、補正前の額から５０９万６，０００円を減額しております。
３目不燃物処理費、補正前の額から４１万９，０００円を減額しております。
３款３項１目じん芥処理総務費、補正前の額から７，５２０万８，０００円を減額いたしております。
２６ページ、２７ページをお願いいたします。

当目の合計としては減額でございますが、１１事業、清掃工場管理運営費（宗像清掃工場）、１０節需用費、５細節電気料において、再生エネルギー賦課金の単価の上昇及び機器の不具合により使用電力量が増加したため、７５１万円を増額しております。

２目可燃物処理費、補正前の額から７，３０５万円を減額しております。

３目不燃物処理費、補正前の額から９０９万９，０００円を減額しております。

２８、２９ページをお願いいたします。

３款４項１目工場再編推進事業費、補正前の額から８２９万７，０００円を減額しております。

以上、歳出補正１，１４８万８，０００円の減額で、補正後の額は３５億７，７５１万２，０００円となっております。

続きまして、歳入の説明をいたします。１８ページ、１９ページをお願いいたします。

２款１項１目ごみ処理場使用料、補正前の額から２０９万９，０００円を減額するものです。主な理由は、汚泥搬入量の見込み減によるものでございます。

３款１項１目利子及び配当金、補正前の額に２８万１，０００円を増額するものです。財政調整基金利子の見込み増によるものでございます。

４款１項１目財政調整基金繰入金、補正前の額から４１６万８，０００円を減額するものです。歳出補正のバランス調整のためのものでございます。

６款１項１目雑入、補正前の額に１，３４４万６，０００円を増額するものです。古賀工場では、有価物の搬出量は減少しておりますが、電力売却は増加する見込みでございます。宗像清掃工場では、有価物の搬出量が増加し、電力売却量が減少する見込みとなっております。

７款１項１目衛生債、補正前の額から１，５５０万円を減額するものです。

８款１項１目国庫支出金、補正前の額から３４４万８，０００円を減額するものでございます。

以上、歳入補正１，１４８万８，０００円の減額で、補正後の額３５億７，７５１万２，０００円となっております。

３０ページから３２ページは給与費明細を、３３ページから３５ページには債務負担行為に関する調書を掲載しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡　　孝二君）　これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑の際には、ページ数、款項目節を示して質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　次に、本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立７／７名〕

○議長（渡　　孝二君）　ありがとうございます。起立７人、賛成全員であります。

よって、議案第３号、令和７年度玄界環境組合会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

日程第７．議案第４号　令和８年度玄界環境組合会計予算について

○議長（渡　　孝二君）　次に、日程第７、議案第４号、令和８年度玄界環境組合会計予算についてを議題といたします。

説明を求めます。

組合長。

○組合長（田辺　一城君）　議案第４号、令和８年度玄界環境組合会計予算についてご説明いたします。

令和８年度玄界環境組合会計予算は、前年度から６億８，５０６万２，０００円増額の総額４２億２，４１１万８，０００円を計上し、人件費や資材費の上昇のほか、施設設備の老朽化に伴う整備の増加、新ごみ処理施設整備に係る委託費の計上が増額の主な要因となっております。

今後も古賀清掃工場、宗像清掃工場の施設設備、環境整備を行いながら経費節減に努め、財政運営の健全化に努めていく所存でございます。

細部につきましては、職員に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡　　孝二君）　事務局長。

○事務局長（水上　　豊君）　それでは、議案第４号、令和８年度玄界環境組合会計予算についてご説明いたします。

別冊の令和８年度玄界環境組合会計予算書をご覧ください。

条文を読み上げます。

令和８年度玄界環境組合会計予算。

令和８年度玄界環境組合会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４２億２，４１１万８，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表、債務負担行為による。

地方債。

第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第３表、組合債による。

歳出予算の流用。

第４条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和８年２月１９日提出。玄界環境組合組合長、田辺一城。

それでは、歳出からご説明いたします。１３ページ、１４ページをお願いいたします。

１款１項１目議会費、前年度と同額の９２万７，０００円、組合議会に係る経費を計上しております。

２款１項１目一般管理費、前年度より３０７万円減額の７，１０１万６，０００円、総務課職員の人件費、特別職の報酬、人事・財務・会計関連の事務経費、弁護士委託、労働安全衛生関連経費などを計上しております。

１７、１８ページをお願いいたします。

２項１目監査委員費、前年度と同額の１２万７，０００円、監査に係る経費を計上しております。

３款１項１目処分場等管理費、前年度より２９４万３，０００円増額の１，７６４万９，０００円、手光最終処分場に係る経費を計上しております。

１４節工事請負費２３４万７，０００円は、旧福間清掃工場敷地内に防草シートを設置する工事の費用でございます。

１９ページ、２０ページをお願いいたします。

２項１目じん芥処理総務費、前年度より４，８０３万１，０００円増額の２億５，４６９万５，０００円は、古賀清掃工場に係る人件費、運営費、環境調査等に係る経費、再生展示棟等の運営に係る経費などを計上しております。

増額の主な理由は、２１、２２ページをお願いいたします。

１４節工事請負費において、空調機設置・更新工事３３７万５，０００円、消防設備更新工事３，６３０万円など、令和７年度に対して施設老朽化に伴う施設整備の更新工事が増えているためでございます。

２目可燃物処理費、前年度より２億９，６６６万７，０００円増額の１５億８，９９７万３，０００円は、古賀清掃工場の焼却施設の燃料費や施設運転管理の委託費、施設整備の保守や整備の委託費、飛灰の処理委託費を計上しております。

増額の主な理由は、人件費などの上昇による施設運転管理委託費の増額のほか、施設の定期整備や法定整備が前年度と比較して対象機器が多いことによるもので、１２節１０細節施設・設備保守・整備等委託の２３、２４ページをお願いいたします。

施設定期整備等６億７，１５２万５，０００円は、焼却施設を休止して定期整備を行うもので、施設法定整備等委託２億５，５２２万２，０００円は、ごみクレーン及びボイラーの法定整備を

行うための経費として計上しております。

飛灰等処理委託８，５３７万８，０００円は、焼却施設から発生する脱塩残渣及び溶融飛灰の再資源化処理に係る経費でございます。

３目不燃物処理費、前年度より９，７８６万６，０００円増額の２億９，５６８万７，０００円は、古賀清掃工場のリサイクルプラザの管理運営費を計上しております。

増額の主な理由は、人件費などの上昇による施設運転管理委託費の増額のほか、老朽化し、部品のメーカー保証もされなくなった搭乗式清掃車と油圧ショベルの重機を購入するためでございます。

１４節工事請負費４３０万３，０００円は、鳥のふん害を防ぐための鳥対策工事などの工事費用でございます。

１７節備品購入費１，９６３万５，０００円は、搭乗式清掃車及び油圧ショベル重機の購入費用でございます。

４目処分場管理費、前年度と同額の２４万７，０００円は、敷地内最終処分場施設の管理運営経費でございます。

３項１目じん芥処理総務費、前年度より２，３２７万円増額の１億９，７３０万円は、宗像清掃工場に係る人件費、運営費、施設管理費、環境調査等に係る経費、啓発事業に係る経費などを計上しております。

増額の主な理由は、施設老朽化の更新に伴う工事請負費が増額となったためでございます。

２７、２８ページをお願いします。

１４節工事請負費においては、鳥対策工事に１９４万７，０００円、工場用地のり面等復旧工事に６６万３，０００円、空調機設置・更新工事に８１２万６，０００円、監視・防犯設備設置・更新工事に２３８万６，０００円、その他の設備更新などに１９８万円を計上しております。

２目可燃物処理費、前年度より４，９４４万６，０００円減額の１０億６，９５６万２，０００円は、宗像清掃工場の焼却施設の管理運営に係る経費を計上しております。

減額の主な理由は、燃料費であるコークスの単価が落ち着いてきたことと、施設の定期整備等委託において、前年度と比較して対象機種が減ったことによるものでございます。

１２節委託料８細節施設運転管理等委託２億９，８６５万円につきましては、人件費の上昇により増額となっております。

３目不燃物処理費、前年度より１，２０７万５，０００円増額の２億７４９万６，０００円は、宗像清掃工場のリサイクルプラザの管理運営に係る経費を計上しております。

増額の主な理由は、人件費の増のほか、施設老朽化に伴う更新に係る工事請負費が増となったことによるものでございます。

２９ページ、３０ページをお願いいたします。

１４節工事請負費６０６万円は、照明設備更新工事のほか、施設老朽化に伴う設備等の更新工事に係る経費でございます。

４目処分場管理費、前年より２，０００円増額の７４万４，０００円は、宗像清掃工場の埋立て処分地の管理運営費を計上しております。

４項１目工場再編推進事業費、前年度より２億１，２２１万２，０００円増額の２億６，９３１万６，０００円は、工場再編、新ごみ処理施設建設に係る経費を計上しております。

増額の主な理由は、新施設の施設計画等のための委託が増えることに伴うものでございます。

３１ページ、３２ページをお願いいたします。

１２節委託料、３０細節その他委託、施設計画等委託２億２，８６８万６，０００円は、新ごみ処理施設整備に関する計画支援事業として、新ごみ処理整備基本計画策定業務、環境影響評価業務委託、新ごみ処理施設ＰＦＩ導入可能性調査業務を委託する経費でございます。

４款１項公債費、前年度より４，４５１万２，０００円増額の２億２，７３７万９，０００円を計上しております。

増額の主な理由は、古賀清掃工場及び宗像清掃工場の令和７年度に起債した分の償還分でございます。

５款１項１目予備費、前年度と同額の２，２００万円を計上しております。

以上、歳出合計４２億２，４１１万８，０００円とするものです。

続きまして、歳入を説明いたします。

７ページ、８ページをお願いいたします。

１款１項１目経常費分担金２７億２，１４９万８，０００円を計上しております。経常費分担金は、組合規約第１３条の規定により、均等割２割、人口割２割、投入量割６割により算定したものになっております。

総務課、古賀清掃工場、宗像清掃工場の経常費分担金及び構成市町別の分担金の額は、節区分、説明欄に記載のとおりでございます。

２目創設費分担金、３億１，２５４万７，０００円を計上しております。創設費分担金は、組合規約第１３条の規定により、均等割３割、人口割４割、投入量割３割の割合により算定したものでございます。

古賀清掃工場、宗像清掃工場、工場再編推進室の創設費分担金及び構成市町別の分担金の額は、節区分、説明欄に記載のとおりでございます。

２款１項１目ごみ処理場使用料２億７，７３８万円を計上しております。古賀清掃工場では、個人搬入量を２，５８０トン、汚泥搬入量を８，２８４トンと見込んでおります。

宗像清掃工場では、個人搬入を２，４４５トン、汚泥搬入量を４，５１３トンと見込んでおります。

２目グラウンド使用料４万１，０００円は、旧福間清掃工場のグラウンドの使用料収入でございます。

９ページ、１０ページをお願いいたします。

３款１項１目財産貸付け収入３６０万円は、旧福間清掃工場跡地を太陽光発電所用地として貸し付けた収入でございます。

２目利子及び配当金５６２万６，０００円は、財政調整基金及び閉鎖等基金の一部を定期預金で運用した運用利益でございます。

４款１項１目９２４万５，０００円は、繰入金でございます。

説明欄、総務課財政調整基金繰入金６８９万８，０００円は、新ごみ処理施設整備に関する計画支援業務に充当するためのものでございます。

説明欄の閉鎖及び埋立て物再処分基金繰入金２３４万７，０００円は、旧福間清掃工場の防草シート設置工事に充当するためのものでございます。

５款１項１目繰越金２，２００万円は、前年度繰越金として計上しております。

６款１項１目雑入１億７，７７３万２，０００円は、有価物の売却益や発電に伴う電力売却益などを計上しております。

１１ページ、１２ページをお願いします。

７款１項１目衛生債６億２，６６０万円は、新ごみ処理施設の整備に係る起債性のある事業及び古賀清掃工場、宗像清掃工場の焼却施設、リサイクルプラザ施設の起債性のある整備のためのものでございます。

８款１項１目清掃費国庫補助金６，７８４万９，０００円は、施設整備に関する計画支援事業への国庫補助でございます。

以上、歳入合計４２億２，４１１万８，０００円とするものでございます。

３５ページから４１ページは人件費明細書、４２ページは債務負担行為に関する調書を掲載しております。

これで令和８年度組合会計当初予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（渡　　孝二君）　これより質疑に入ります。

質疑の際には、ページ数、款項目節を示して質疑をお願いいたします。

当初予算は内容も多うございますので、六つに分けて質疑を受けたいと思います。

一つ目は歳出の予算書１３ページから２０ページの総務課に関する部分、二つ目は歳出の１９ページから２４ページの古賀清掃工場に関する部分、三つ目は歳出の２３ページから３０ページの宗像清掃工場に関する部分、四つ目は歳出の２９ページの工場再編推進室から最後までの部分、五つ目は歳入の７ページから１２ページの部分といたします。

そして最後に当初予算全体に関するものの質疑をお受けしたいと思います。

それでは、まず初めに１３ページから２０ページの総務課に関する部分についての質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　それでは次に、二つ目、１９ページから２４ページの古賀清掃工場に関する部分について質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　それでは次に、三つ目、２３ページから２９ページの宗像清掃工場に関する部分について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　次に四つ目、２９ページの工場再編推進室から最後までの部分につきまして質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　ないようですので、質疑を終結します。

次に五つ目、歳入７ページに戻っていただいて、７ページから１２ページの部分につきまして質疑をお受けしたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　それでは最後に、当初予算全体、歳入歳出に関する全体の質疑をお受けしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立７／７名〕

○議長（渡　　孝二君）　ありがとうございます。起立７人、賛成全員であります。

よって、議案第４号、令和８年度玄界環境組合会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時21分再開

〔出席議員８名〕

○議長（渡　　孝二君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第８．一般質問

○議長（渡　　孝二君）　日程第８、一般質問を行います。

本会議における一般質問の通告議員は１名でございます。

なお、一般質問の制限時間は２０分間となっております。制限時間２分前に予鈴を１回鳴らします。制限時間になりましたら本鈴を２回鳴らすことといたしております。

それでは、上野崇之議員。

○議員（２番　上野　崇之君）　それでは、通告書に従いまして、一般質問させていただきます。

なお、初めての一般質問ということもあって勝手が分からないところもございますので、その点、不慣れな点はちょっとご了承いただけたらと思います。

それでは、質問事項に関しまして、新ごみ処理施設の候補地選定等の検討状況並びに施設整備に係る計画支援業務の公示について、質問をさせていただきます。項目として四つ、細かく分けております。

まず一つ目、令和８年１月２６日の第４回候補地選定委員会におきまして、第三次選定と答申の審議がなされているというふうにお見受けをしております。ただしこの審議内容に関しましては、組合議会への報告もまだございませんので、今後の公表予定時期並びにその方法等をお知らせいただけたらと思います。

二つ目、候補地選定委員会は第２回以降非公開で行われております。今後、住民説明等も行っていかれるというふうに考えておりますけれども、現在の宗像、古賀の２工場の設置の際にやっぱり情報を非公開としたことにより、その当時、周辺住民等の議論が紛糾し、対応に追われたというふうに過去の経緯を聞いております。同様の状況をつくらないためにも、進捗状況に関する情報公開の在り方についてお尋ねいたします。

三つ目です。候補地の選定後、現在の２工場を１工場にするための廃炉の費用、それから、うち一つ、跡地になった場合の跡地利用等の各種事項、それから方針につきまして、できるだけ早いうちにお示しをいただくべきだろうというふうに考えておりますが、いつ頃、どんな方法でそれをお示しされるのかについてお尋ねをいたします。

最後に四つ目、施設整備に係る計画支援業務の入札工事に対しまして、参加申請者が１社しかなく、中止となったというのが、この通告書を提出する前後の動きとしてございました。

他の組合におきましては、この入札方法の在り方に関しましてもプロポーザル方式でありますとか、各種制限を設けないような方法でされる組合もある中で、本組合におきまして公募型の競争入札方式並びに一部条件等に例えば県内事業者を使うというような条件を定めたりした理由、また最低制限価格を定めたりした理由、そういった点についてお尋ねをする次第であります。

また、あわせて１社のみというふうになった結果を踏まえて今後の対応についてお尋ねをさせていただきます。

以上、１回目の質問といたします。

○議長（渡　　孝二君）　組合長。

○組合長（田辺　一城君）　上野議員のご質問の１点目についてお答えをいたします。

候補地選定の状況につきましては、１月２６日、第４回候補地選定委員会において候補地選定に係る審議が終了し、２月１２日に答申を受け、当日、正副組合長会議でこれを報告し、答申の取扱いについて協議検討を始めたところで、大変重要な案件でありますことから、慎重かつ十分な議論を重ね、判断したいと考えているところであります。

公表の時期につきましては、正副組合長会議において答申の取扱いを決定した後、組合議会に報告し、その後、ホームページや広報等を通じて公表する予定です。

２点目についてお答えいたします。

今回の新ごみ処理施設の建設につきましては、これまでに大きくは古賀工場と宗像工場を統合し、新ごみ処理施設を建設する旨の決定、基本構想の策定、建設候補地選定委員会の開催の三つの大きな節目がありましたが、いずれも広報やホームページで公表を行っているところで、基本構想につきましては、住民説明会も開催しております。

建設候補地検討委員会の内容につきましても、個人情報の保護や今後の事業への影響などを考慮しながら、開催ごとにホームページに掲載し、情報発信を行っているところで、今後も適宜適切に情報発信、情報公開を行ってまいりたいと考えております。

３点目についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現工場の今後についての方針を決めることは非常に重要な課題であるという認識は持っておりますが、現在は令和１５年度供用開始に向けた新工場整備を最優先に取り組んでいるところです。現工場の今後につきましては、廃炉に向けた概算費用算出などの事前調査や活用方法などの検討を行いながら、適切な時期に判断していきたいと考えているところです。

４点目についてお答えいたします。

まず、プロポーザル方式と一般競争入札の大きな違いは、プロポーザル方式は、提案力、技術力、価格を総合的に評価し、最適な相手を選定するものであり、一般的な競争入札は、あらかじめ定められた仕様に対し、最も安価な価格を提示した業者が落札するというものです。

ご質問にある施設整備に係る計画支援業務の発注につきましては、一般的な入札の中でも提示した条件を満たし、かつ、参加の意向を示した事業者を指名して競争入札を行う公募型指名競争入札の方式を採用しました。

清掃工場建設のためには、策定済みの基本構想を基に基本整備計画を策定し、これを実現するための事業者を選定するために必要な発注仕様をつくり、発注の支援ができるコンサルタントを必要としているところで、建築分野のほか、廃棄物処理分野や発電分野など専門的な識見が大変重要であり、これらが十分に対応できる知識と経験を有したものを設定する必要があります。

今回の委託業務につきましては、これらの条件や仕様をあらかじめ示し、入札によって選定することができることから、あえて随意契約の一種であるプロポーザル方式を採用しなくても適切な事業所選定ができると判断したものです。

最低制限価格につきましては、過度な価格競争を防ぎ、業務の品質を確保するために設けられるものであることはご承知のとおりであり、今回の入札におきましても、業務の品質低下や契約不履行のリスク回避などのために設定することとしています。

１２月の公募の際の条件設定においては、基本構想の規模と同等の規模で厳格な条件を求めたことから、競争入札を成立させるに必要な応募数がなく、中止となってしまいましたが、再度の市場調査を行い、基本構想に示す内容が可能な条件設定に見直すことにより、再公募を行っているところです。

○議長（渡　　孝二君）　上野議員。

○議員（２番　上野　崇之君）　ご答弁ありがとうございました。重ねての第２質問を幾つかのみさせていただきたいというふうに思います。

まず一つが候補地選定に関してでございますけれども、当初の想定スケジュールで申し上げると、たしか今年度中が候補地選定の時期でございましたけれども、今回、候補地選定が当初よりもその選定が少し遅れているんじゃないかという認識を持っておりまして、そうした中で当初の計画どおり候補地選定が進んでいくというふうに見ていいのかという計画の進捗状況というか、その点の確認を１点させていただきたいというふうに思います。

二つ目ですけれども、廃炉費用とか跡地利用等に関しましては、もちろん国の財源等、有利な交付金等の使用が前提となってまいるかというふうに思っております。

私のほうでも調べたところで申し上げれば、例えば新年度、令和８年度の循環型社会形成推進交付金の要綱等の中で、既存の建屋を活用したごみ焼却施設の更新に関して推進するような項目があって、有利な財源等も一定、新たにお示しをされているようなところがございます。そういった財源、交付金の活用に関してどういうふうに考えていくのかというところ、あくまで一般論でしかお答えいただけないかと思いますけども、その点のお考えを聞きたいというふうに思います。

それから最後４番目の件ですけれども、専門性の件、それから知識経験等のあるコンサルタントの公募を想定してもともと開いたところ１社になったというのは、結果としてはそのとおりだというふうには思っておりますけれども、やはり１社になってしまった原因というところがもう少し慎重に検討が要ったのではないかというふうに思っております。

重ねての質問で恐縮ですけれど、今回、新たな条件で公募をするということを通じて、今後きちんと公募型の指名競争入札という形で無事に選定できるという見立てであるのかというところを確認させていただきたいというふうに思います。

以上、２回目の質問といたします。

○議長（渡　　孝二君）　組合長。

○組合長（田辺　一城君）　１点目、２点目は私からお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、今年度中に結論を得たいという基本姿勢で我々この間も臨んできております。重要な案件ですので、もちろんこういう基本姿勢を堅持しつつ、可能性もちろんありますけれども、早期に結論を得たいというところは考えております。重要なのは全体のスケジュールを計画どおり進めるということですから、全体のスケジュールには影響なきように候補地選定についても進めて結論を得たいと考えています。

２点目です。議員おっしゃるとおりやっぱり大きな事業ですから、しっかりとの国の交付金等、様々国などの動きも情報を捉えながら、本事業については進めていきたいと考えています。

以後は職員から答弁をさせます。

○議長（渡　　孝二君）　事務局長。

○事務局長（水上　　豊君）　３点目、４点目の公募型指名競争入札の件でございますが、１回目の公募、当初の公募におきましては、基本構想で予定している焼却の施設のトン数などを勘案し、同等の規模の経験がある事業者を選びたいというところで厳格に設定してしまったとい

うところが反省点でございます。

このことについては、過去２０年間の焼却施設の状況であるとか、いろんな事業者の話を聞きながら設定したところではございますが、結果的に１社になってしまったというところでございます。

１社になった理由としては、私どもの設定が厳しかったということに併せて、各事業者においても人材不足でなかなか確保できないというところで諦められたというところも聞いております。

２回目の公募につきましては、発注するに当たってもやはり経験という部分をしっかり持っていただきたいというところでございますので、トン数を全国的なところで見るとおおむね１００トン以上の処理施設に対しては発電施設をつけているというようなところがございますので、１００トン以上であれば相応の識見を持つことができるというふうに判断いたしまして、再度市場調査を行う中で今回の条件を設定したところでございます。

福岡県内在住というものにつきましては、これまでいろいろ協議をする中で、顔を合わせてやりたいというところもございましたので入れてしまいましたけれども、実際、世の中ではリモート会議であるとかも進んできておりますので、そういった条件については外してよいのかなというところで、緩和できるところについては緩和し、必要なところについてはしっかり設定させていただいたというところで、現在公募を行っている最中でございます。

問合せ等もしっかりあっておりますので、今度は指名競争入札が成立するものというふうに考えております。

○議長（渡　　孝二君）　上野議員。

○議員（２番　上野　崇之君）　ご答弁ありがとうございました。

最後に１点だけ確認ですけれども、今回は計画支援業務という段階でございます。今後実際の設計でありますとか、施工でありますとか、具体の作業に入っていくという折に、また先ほどの人材不足の件でありますとか、それから原材料費の高騰等、私たち議会側でもやっぱり懸念する問題というのは都度都度出てくる可能性があろうかと思います。その都度、きちんと議会側に報告をいただけるのかというところ、丁寧にご説明をいただきたいというところを再度確認させていただいて、私の一般質問終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡　　孝二君）　事務局長。

○事務局長（水上　　豊君）　まず基本計画を策定いたしますので、策定した際には必ず報告させていただくというふうな段階を踏まえた報告というのはしっかりさせていただきたいと考えております。

○議長（渡　　孝二君）　以上で上野崇之議員の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては会議規則第３９条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡　　孝二君）　ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、

訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議を全て終了いたしました。

これにて、令和８年玄界環境組合議会第１回定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午前10時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年２月１９日

議　　長　渡　　孝二

署名議員　米山　　信

署名議員　中野　敦史